

大牟田市請負工事施工体制点検要領

工事現場等における施工体制の点検要領（平成 18 年 12 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行う必要がある。特に、監督業務については、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

この要領は、大牟田市が発注する請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

（適用対象）

第 2 条 この要領は、大牟田市が発注する請負工事に適用する。

（点検の基本）

第 3 条 監督員は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について、別表に掲げる「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」に従い、施工プロセスチェックリスト（様式第 1 号）により点検を行う。

（監理技術者等の専任制の点検）

第 4 条 元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を確保するために、建設業法（以下「法」という。）第 26 条第 3 項の規定に該当する工事（請負金額が 3,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもの。）に義務付けられている監理技術者等の専任について次の各号に定めるものについて点検する。

（1）監理技術者等の同一性の確認

大牟田市工事請負契約約款第 10 条の規定に基づく通知による監理技術者等が配置予定技術者と同一人であり、かつ元請会社に所属する者であることを確認する。

（2）監理技術者資格者証の確認

ア 工事着手前に、監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証の提示を求める。

イ 監理技術者資格者証の写真、会社名、工種区分、期限及び裏書きによる変更等について確認する。

（3）現場の専任状況の確認

ア 概ね 1 か月に 1 回以上、現場において監理技術者等の常駐を確認する。

イ 打ち合わせ時等に監理技術者等が施工計画や工事工程及び技術的事項を把握し、主体的にかかわっていることを確認する。

(適切な施工体制の点検)

第5条 不良不適格業者を的確に発見及び排除し、工事の品質確保及び建設業の健全な発展に資するために、法第24条の7第1項及び入契法第15条の規定に該当する工事（公共工事については、下請契約を締結したときはすべて。）については、施工体制台帳及び施工体系図を提出させ、現場の施工体制について次の各号に定めるものについて点検する。（ただし、第3号については、すべての請負工事について点検する。）

(1) 施工体制台帳の確認

ア 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを確認する。また、台帳記載事項に変更があった場合も同様の確認を行うこと。

イ 施工体制台帳に下請契約書（写）及び再下請負通知書が添付されていることを確認する。

ウ 下請金額が記入されていることを確認する。

(2) 施工体系図の確認

ア 施工体系図が、当該工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていることを確認する。また、施工体系図に変更があった場合も同様の確認を行うこと。

イ 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを確認する。

ウ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを確認する。

(3) 施工体制の確認

元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していることを確認する。また、一括下請負の疑義がある場合は、別に定める「大牟田市請負工事一括下請負の点検に関する基準」により点検を行う。

(その他の点検)

第6条 元請負人の適正な施工体制の確保のために必要なことについて、次の各号に定めるものについて点検する。

(1) コリンズ登録の確認

請負金額が500万円以上の工事は、受注、変更及び竣工時において工事实績データが適切に登録されていることを確認する。

(2) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示の確認

施工体制台帳等を作成しなければならない特定建設業者は、下請負人に対して、再下請負通知書の提出について書面で通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすい場所に掲示していることを確認する。

(3) 建設業許可を示す標識の掲示の確認

建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に設置され、監理技術者等が正しく記載されていることを確認する。

(4) 建設業退職金共済制度に関する標識の掲示の確認

建設業退職金共済制度の適用のある事業主の工事現場である旨を明示する標識が現場に掲示

されていることを確認する。

(5) 労災保険に関する掲示の確認

労災保険関係の掲示項目が工事現場の見やすい場所に掲示されていることを確認する。

(不正行為等に対する措置)

第7条 前3条の規定により点検した結果、疑義がある場合は、別表に基づき対応を行うこと。

また、必要な場合は、是正措置請求書(様式第2号)にて通知を行い、速やかに是正措置終了報告書(様式第3号)にて報告を求めること。なお、これに応じない場合は、工事担当課は企画総務部契約検査室に連絡し、契約解除の選択も含め、必要な措置を講じるための調査を行う。

(建設業許可部局への通知)

第8条 点検により、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、是正等の指導を行い、これに応じない場合は、企画総務部契約検査室は、当該建設業者が建設業の許可を受けた建設業許可部局に、その事実を通知すること。

(1) 法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

(2) 入契法第15条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

(工事成績への反映)

第9条 点検を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

付 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する

付 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する

付 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する

別表（第3条・第7条関係）

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目 的	点 検 項 目	点 検 内 容	実 施 時 期	対 応 方 法
Ⅰ 監理技術者等の専任制の徹底 (確認者) 監督員	① 同一性の確認	通知による監理技術者等が配置予定技術者と同一であり、かつ、元請会社に所属する者であることを確認する。 【建設業法第26条第1項及び第2項】	工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者等や元請負人に説明を求めるとともに、監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は給与所得の源泉徴収票の写し等)の提出を求める。
		監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。【建設業法第26条第5項】	工事着手前	
	② 監理技術者資格者証の確認	監理技術者資格者証の写真、会社名、工種区分、期限及び裏書による変更等について確認する。	工事着手前	<ステップ2> 必要な場合は、是正措置請求書（様式第2号）にて通知を行い、速やかには正措置終了報告書（様式第3号）にて報告を求める。 <ステップ3> 是正措置請求に応じないときは、企画総務部契約検査室に連絡し、契約解除の選択を含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		監理技術者等の現場常駐を確認する。 【建設業法第26条第3項】	工事施工中 月1回以上	<ステップ1> 疑義がある場合は、現場での確認頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 <ステップ2>、<ステップ3> は上記に同じ。
	③専任の確認	打ち合わせ時等に監理技術者等が施工計画や工事工程、技術的事項を把握し主体的にかかわっていることを確認する。	工事施工中 打ち合わせ時	
Ⅱ 適切な施工体制の確保 (確認者) 監督員	④施工体制台帳確認	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ、同一のものが提出されていることを確認する。 【建設業法第24条の7第1項】	工事施工中 当初及び変更時	<ステップ1> 施工体制台帳の不備を発見したときは、改善を求める。また、必要な場合は、現場での確認頻度を増やす。 技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は給与所得の源泉徴収票の写し等)の提出を求める。
		施工体制台帳に下請契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを確認。 【建設業法施行規則第14条の4】	工事施工中 当初及び変更時	
		下請金額が記入されていることを確認する。	工事施工中 当初及び変更時	
	⑤施工体系図確認	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。【建設業法第24条の7第4項】	工事施工中 当初及び変更時	<ステップ2> 必要な場合は、是正措置請求書（様式第2号）にて通知を行い、速やかには正措置終了報告書（様式第3号）にて報告を求める。 <ステップ3> 是正措置請求に応じないときは、企画総務部契約検査室に連絡し、契約解除の選択を含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		施工体系図に記載のない業者が作業していないことを確認する。(例・安全訓練等の参加者名簿等)	工事施工中 月1回程度	
		施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを確認。	工事施工中 当初及び変更時	

	⑥施工体制の 確認	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与 していることを確認する。 【建設業法第 22 条】	工事中 1 回以上 (工事初期等)	<ステップ 1> 疑義がある場合は、「大牟田市請負工事一括下請負の点検に関する基準」により点検を行う。 <ステップ 2> 必要な場合は、是正措置請求書（様式第 2 号）にて通知を行い、速やかに 是正措置終了報告書（様式第 3 号）にて報告を求める。 <ステップ 3> 是正措置請求に応じないときは、企画総務部契約検査室に連絡し、契約解 除の選択を含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
Ⅲ その他 (確認者) 監督員	⑦コリズ登録 確認	工事实績データが、適切に登録されていることを 確認する。 【福岡県土木部共通仕様書、公共建築工事標準仕様書】	受注、変更及び 竣工時	<ステップ 1> 不適切な場合は、指導を行う。 <ステップ 2> 必要な場合は、是正措置請求書（様式第 2 号）にて通知を行い、速やかに 是正措置終了報告書（様式第 3 号）にて報告を求める。 <ステップ 3> 是正措置請求に応じないときは、企画総務部契約検査室に連絡し、契約解 除の選択を含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
	⑧再下請負通知 書を元請負人 に提出すべき 旨の掲示	下請負人が再下請負により工事を行う場合は、元 請負人に通知しなければならない旨の掲示を工 事現場の見やすい場所に掲げられていることを 確認する。【建設業法施行規則第 14 条の 3】	工事施工中 1 回	
	⑨建設業許可を 示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見 やすい場所に設置され、監理技術者等が正しく記 載されていることを確認する。 【建設業法第 40 条】	工事施工中 1 回	
	⑩建退共制度に 関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲 示されていることを確認する。【「建設労働者の 福祉の充実について」(平成 5 年 8 月 10 日通達)】	工事施工中 1 回	
	⑪労災保険に関 する掲示	労災保険関係の掲示項目が工事現場の見やすい 場所に掲示されていることを確認する。 【労働者災害補償保険法施行規則第 49 条】	工事施工中 1 回	

① 施工プロセスチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督職員等が確認する。

② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に「レ」点を記入し、OKでなければ備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

③ 用語の定義については、契約後とは当初契約後であり、変更後とは工期内に行う契約変更後とする。

[illegible]

施工プロセスチェックリスト

(2/4)

[illegible]

施工プロセスチェックリスト

(3 / 4)

[illegible]

施工プロセスチェックリスト

 $(4/4)$ [illegible]

是 正 措 置 請 求 書

請 負 者

様

大牟田市長（又は大牟田市企業管理者）
印
（ 部 課）

契約番号 （ ）

工 事 名 大牟田市 工事

工事場所 大牟田市 地内

上記工事について、下記のチェック項目に不備があるため、担当職員の指示に従い直ちに是正の措置をされるよう通知します。なお、措置終了後は速やかにその内容を文書にて報告してください。

記

- ☐ 配置予定技術者と現場配置技術者との同一性
- ☐ 監理技術者資格者証の記載内容不一致又は不携帯
- ☐ 監理技術者等の現場常駐の違反等
- ☐ 施工体制台帳の記載内容等の不備
- ☐ 施工体系図の不備又は現場体制との相違
- ☐ 一括下請負の疑義
- ☐ コリンス登録の不備
- ☐ 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- ☐ 建設業許可を示す標識の設置
- ☐ 建退共制度に関する標識の掲示
- ☐ 労災保険に関する掲示
- ☐ その他

疑義内容（具体的に）

是 正 措 置 終 了 報 告 書

大牟田市長(又は大牟田市企業管理者)
様

請負者 印

契約番号 ()

工 事 名 大牟田市 工事

工事場所 大牟田市 地内

上記工事について、下記のチェック項目について是正措置が終了しましたので報告します。今後の施工体制等についても、法令等を遵守し適正な施工に努めます。

記

- ☐ 配置予定技術者と現場配置技術者との同一性
- ☐ 監理技術者資格者証の記載内容不一致又は不携帯
- ☐ 監理技術者等の現場常駐の違反等
- ☐ 施工体制台帳の記載内容等の不備
- ☐ 施工体系図の不備又は現場体制との相違
- ☐ 一括下請負の疑義
- ☐ コリンズ登録の不備
- ☐ 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- ☐ 建設業許可を示す標識の設置
- ☐ 建退共制度に関する標識の掲示
- ☐ 労災保険に関する掲示
- ☐ その他

是正内容（具体的に）